

佐賀県告示第 177 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 3 年 6 月 27 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 3 年 6 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N- { 1 - [2 - ヒドロキシ - 2 - (チオフェン - 2 - イル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - N - フェニルプロパンアミド（通称名： β -Hydroxythiofentanyl）及びその塩類
- (2) 化学名 メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロブチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート（通称名：4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。